［２・３　略］

４　「特例対象控除未済欠損金額等（別表９の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第６号様式別表９の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。

［⑵　略］

［５　略］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表10記載要領

１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人

［２・３　同左］

４　「特例対象控除未済欠損金額等（別表９の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第６号様式別表９の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。

［⑵　同左］

［５　同左］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表10記載要領

１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は令和２年旧法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（２⑴及び５において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人